

## 多摩市国民健康保険税の独自減免制度の創設について

### 現状

現在、国民健康保険は、社会保険の適用拡大により加入者の減少とともに、非正規雇用者や年金生活者など低所得者の割合が増えている。また、国保には扶養の考え方がないため、社会保険と比較し扶養親族等がいる世帯の負担が高い傾向にある。

一方、国は令和4年度から、未就学児の加入者に対し、均等割額を半額軽減する措置を開始したが、扶養する子どもの負担額が一部減ったものの、依然として負担は残っている。そのため、全国市長会や全国知事会は国に対し、子どもの均等割保険料の軽減拡充を求める要望をしている。

多摩市ではこうした状況を踏まえ、国保加入者のうち、特に子育て世帯の負担軽減を図るため、令和6年に多摩市国民健康保険運営協議会に諮問し答申を得たことから、令和8年度より独自に保険税の減免制度を創設する。

### 減免の内容

- 対象となる範囲は、国の軽減対象にあわせ、未就学児とする。
- 軽減額は、下図のとおり、国の軽減措置後の残りの額とする。(結果、未就学児の均等割額は0円(全額減額)となる)



### 独自減免制度の期間

現在、全国市長会や全国知事会は、国へ子どもの均等割保険料の軽減拡充を求める要望をしており、今後子育て世帯への保険料軽減の拡充が実施される可能性がある。今回多摩市で実施する減免制度は、子育て世帯への軽減措置という趣旨を踏まえ、国の軽減制度が拡充された場合、廃止するものとする。また、令和18年度に予定されている東京都の保険料水準統一が実現すると、制度の趣旨から独自減免を継続することは難しいため、最長でも令和17年度をもって本制度は廃止とする。

### 減免実施に伴う影響額

令和7年9月現在の加入者の構成から試算すると、該当者381人・減免相当額5,382,510円となり、概ね500~600万円ほどの減収となる。この減収分が一般会計からの繰り入れ増となる。

また、モデル世帯の減免額は以下のとおりである。(令和7年度の税額・税率の場合)

- モデル世帯における試算

国保加入者: 30代夫妻+未就学児2名の4名加入の場合 (世帯収入: 給与500万円)

減免実施前: 年税額394,500円 → 減免実施後: 年税額351,900円 (42,600円減額)

### 今後の予定

- 令和8年度の国民健康保険税賦課から適用する。